

基礎審査確認リスト

第1 総則

項目等	要求水準等	要求水準の達成状況		確認	
		様式番号・該当ページ	達成状況	応募者確認	市確認
事業期間					
事業期間	施設整備期間～開園準備期間は事業契約締結日から令和5年 3月31日 6月30日までとしている。 維持管理・運営期間は令和5年4月1日7月1日から令和20年3月31日までの 15年間 14年9カ月としている。				
事業期間終了時の要求水準					
保険	事業期間中、自らの負担により必要な保険に加入することとしている。(少なくとも事業契約書(案)に示す保険に加入している。)				

第2 施設計画に関する要求水準

項目等	要求水準等	要求水準の達成状況		確認		
		様式番号・該当ページ	達成状況	応募者確認	市確認	
施設整備に係る基本条件						
事業用地の概要	道路斜線制限	道路斜線制限 (1.5) を満足している。				
	隣地斜線制限	隣地斜線制限 (2.5) を満足している。				
	運動施設	本公園の敷地面積に対する運動施設が占める敷地面積の割合が、50%以内としている。				
	公園施設として設けることができる建築物の建築面積の制限	都市公園法第4条第1項に基づき、公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の本公園の敷地面積に対する割合が、2%以内となっている。(建蔽率の基準の特例(都市公園法第4条第1項ただし書、施行令第6条関係)を除く。) 建蔽率の基準の特例に基づき、休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等が、公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の本公園の敷地面積に対する割合が、10%以内となっている。 建蔽率の基準の特例に基づき、屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場等が、公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の本公園の敷地面積に対する割合が、10%以内となっている。				
周辺インフラの整備状況	上水道	給水管は本公園の敷地西側の一般県道雷山前原線側の水道管 (DIPφ150) からの引き込みとなっている。または、既存給水管のいずれか1箇所を利用している。				
	下水道	本事業で使用しない既存給水管は水道管 (DIPφ150) 部まで、玉おろし (全撤去) 工事を行うこととなっている。 下水道取付管 (引込管) は本公園の敷地西側の一般県道雷山前原線側の下水道本管 (VUφ250) からの引き込みとなっている。または、既存下水道取付管を利用する計画としている。				
施設整備に関する要求水準						
多目的体育館	メインアリーナ	延床面積7,200㎡以上 1,820㎡ (48m×38m) 以上				
	サブアリーナ	830㎡ (22m×38m) 以上				
	武道場 (兼多目的運動場)	480㎡ (15m×32m) 以上				
	トレーニング室	250㎡程度 (程度: +10%以内)				
	控室	2室以上				
	大会議室	スクール形式で60人程度の会議ができる (程度: +10%以内)				
	小会議室	スクール形式で30人程度の会議ができる (程度: +10%以内)				
	災害備蓄倉庫	180㎡以上				
	自主事業施設	自主事業③を実施する場合、他の諸室と明確な境界で区分されている				
	その他諸室	ランニング走路を設けている 放送室を設けている 器具庫を設けている 更衣室・シャワー室を設けている トイレ (多目的トイレ含む) を設けている 医務室を設けている キッズルームを設けている 休憩室 (カフェスペース) を設けている 応接室を設けている エントランスホール等 (ホール、廊下・通路、E V室、風除室等) を設けている 事務室を設けている 倉庫を設けている				
	屋外施設	憩いの広場	芝生広場区域1.0ha程度、遊具を設置する区域0.35ha程度 (程度: ±10%以内)			
		駐車場・駐輪場	小型車用駐車場は200台以上 (多目的スペース及び屋外運動施設の臨時駐車場と合わせて600台以上)。			
		屋外倉庫	150㎡程度 (程度: +10%以内)			

	その他施設	屋外運動施設（フットサルコート兼テニスコート、運動広場）を設けている。（事業者の提案による屋外運動施設を除く。） 多目的スペースを設けている 屋外トイレ（多目的トイレ含む）を設けている 緊急用ヘリポートを設けている 園路、植栽を設けている				
	付帯施設	都市公園法に定める公園施設となっている				
	共通	防災性・耐震性	【耐震安全性】以下の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく耐震安全性と同等水準以上の性能を確保する計画としている。 構造体：Ⅱ類 建築費構造部材：A類 建築設備：乙類			
		風対策	構造体、非構造部材、設備等について、「官庁施設の基本的性能基準」に基づく分類Ⅱの耐風性能と同等以上の性能を確保する計画としている。			
	全体計画	平面・動線計画	一般車両の出入口は、事業用地東側の県道564号バイパス（雷山前原線）及び事業用地南側の市道蔵持川面線に面して設置している。 一般車両の出入口の幅員は、災害時における受援機能や大会・イベント等の大型車の出入りも考慮して計画されている。 歩行者及び自転車利用者の専用出入口は、事業用地西側の一般県道雷山前原線及び事業用地東側の県道564号バイパス（雷山前原線）及び事業用地南側の市道蔵持川面線のいずれかに面した計画としている。			
		農業用水路	各種大会・イベント等における機器等搬入路及びスペースが設けられている。 「別紙11 農業用水路 敷設状況等」に示す、農業用水路1、2、3については、現位置にて、引き続き機能が確保されている。 「別紙11 農業用水路 敷設状況等」に示す、農業用水路3については、本公園区域内に敷設替えすることが計画されている。 「別紙11 農業用水路 敷設状況等」に示す、農業用水路1、2を改修する場合、清掃や点検等の維持管理作業や接続部の分水作業が容易かつ適切に行うことを考慮し計画されている。 「別紙11 農業用水路 敷設状況等」に示す、農業用水路1、2を暗渠とする場合（用水路に蓋を掛ける場合も同様）において、1,000mm×1,000mmの断面が確保されている。			
		道路排水路 隣接地に関する配慮	清掃・メンテナンスの際、管理車両等が農業用水路の接続部に近づけるよう考慮し計画されている。 道路排水路（敷地を東西に横断する道路排水管（φ350））は、撤去し、本設の暗渠（φ350以上）を敷設する計画となっている。 敷地境界付近にある隣接地の農業用水路・排水路や住居等の建築物が容易にメンテナンスできるように、隣接地から公園側に1m程度までの範囲は平坦な状態を確保し、その範囲には維持管理の支障となるフェンス等の施設を設置しない計画となっている。			
		ため池	消防用水として常時適切な水位・貯水容量を確保している。 農業用水として取水施設から取水ができるよう機能が確保され、接続水路についても必要な改修を行うことが計画されている。 農業用水路からため池の流入部は、流出入管理ができるようになっている。 ため池東側の里道にある堤体の一部は、当該部分を改修する際に撤去することとなっている。里道部は北側道路、東側農地への出入りを考慮した計画高とし、適切な舗装を行うこととなっている。			
		雨水排水	ため池や農業用水路の管理等のため、ため池東側の里道から公園への出入りができるよう計画されている。 放流先は、事業用地東側の県道に面した水路とし、原則として雨水流出抑制施設を経由する計画となっている。 ため池を雨水の流出抑制施設（調整池等）として利用することが提案されている場合、放流先は、原則として、ため池の取水施設につながる下流域の水路となっている。			
	多目的体育館	メインアリーナ（アリーナ）	国民体育大会を開催することを想定して、バスケットボールコート2面、バレーボールコート2面、バドミントンコート8面、フットサルコート1面、卓球12面、その他柔道、剣道、空手等、「別紙8 多目的体育館：競技レイアウト（案）」や「別紙12 什器備品リスト（参考）」を参考に、各コートを配置し、さまざまなスポーツを行うことができるように計画されている。 各種イベント（式典・ダンス等の競技）を開催することを想定している。 メインアリーナの天井の高さは、障害物がない状態で12.5m以上確保されている。 収納可能な可動式ステージ（幅16m以上、奥行き6m以上、高さ0.8m以上の大きさ）を設置できるように計画されている。 可動式ステージの設置を想定し、吊り物用バトン1台以上、照明用バトンは1台以上が計画されている。 大会開催時等に国旗等を掲揚するための吊り物用バトンを設置することが計画されている。 床はフローリング仕様となっている。 移動式観覧席や移動式バスケットゴール、1,500人収容可能な式典等での利用等を踏まえ、必要な床の強度を考慮し計画している。 メインアリーナは、間仕切りを設置して、2分割以上で利用できるように計画されている。 体操競技で利用する器具を取り付けるための床金具を設置することが計画されている。			
		メインアリーナ（観覧席）	1階席のうち360席以上は移動式観覧席、2階席は450席以上の観覧席、合計1,500席以上の座席を確保している。 2階観覧席及び1階移動式観覧席の座席は、ベンチシートではなく、個々の座席が別れたものが採用されている。 2階観覧席には、車いす利用者のための観覧席を総観覧席数の0.5%以上（8席以上）確保されている。 難聴者等の観覧等に配慮し、観覧席の一部に聴覚障がい者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム等）等を設けることが計画されている。			
		サブアリーナ	バスケットボールコート1面、バレーボールコート1面、バドミントンコート4面、卓球コート6面等、「別紙8 多目的体育館：競技レイアウト（案）」や「別紙12 什器備品リスト（参考）」を参考に、各コートを配置している。 サブアリーナの天井の高さは、障害物がない状態で12.5m以上確保されている。 床はフローリング仕様となっている。			

		移動式バスケットゴールを利用することを想定し、必要な床の強度が確保されている。			
		各種イベント（式典・ダンス等の競技）を開催することを想定している。			
		間仕切りを設置して、2分割以上で利用できるように計画されている。			
		体操競技で利用する器具を取り付けるための床金具を設置することが計画されている。			
	武道場（兼多目的運動室）	柔道、剣道、空手等の試合及び練習ができる武道場を設置し、それぞれ2面配置できる大きさとする計画となっている。			
		壁面に鏡（姿見）や防護扉等の必要な設備を設置することが計画されている。			
		武道場の天井の高さは、障害物がない状態で4.5m以上、確保されている。			
		床は剣道での利用を考慮したフローリング仕様及び床構造とし、剣道コート2面のラインを設置することが計画されている。			
		柔道で使用する畳は、フローリングの上に敷いて利用できるようになっている。			
		武道場は、移動間仕切り等で仕切ること、2分割して利用できる計画となっている。			
		神棚を設置できるように計画されている。			
		壁面に木刀掛けや防護扉を設置することが計画されている。			
	トレーニング室	「別紙12 什器備品リスト（参考）」を参考に、筋力トレーニングや軽運動（室内ウォーキング等）を実践するために必要な器具を設置する計画となっている。			
		トレーニング室に必要な器具は「別紙12 什器備品リスト（参考）」を参考に、障がい者や高齢者の利用に配慮した器具の導入が計画されている。			
		健康相談等が行えるスペースが確保されている。			
	ランニング走路	歩行用とランニング用にレーンに分けられるように計画されている。			
		クッション性のある床材を選定するなど、床材は歩行やランニングに適した仕様にするのが計画されている。			
	放送室	メインアリーナを見渡せる位置に設置する計画となっている。			
		放送・音響システムを整備することが計画されている。			
	器具庫	メインアリーナ、サブアリーナ、武道場（兼多目的運動室）、それぞれに利用する全ての器具が収納でき、将来の収納量の増大を考慮した計画となっている。			
		器具庫は、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場（兼多目的運動室）への器具の運搬に考慮した位置に設置する計画となっている。			
	控室	大会開催時に選手の控室として利用可能な部屋を、メインアリーナに近い位置に2室以上設ける計画となっている。			
	更衣室・シャワー室	スポーツの競技者等が利用する更衣室・シャワー室を男女別に設置する計画としている。			
		シャワー設備は、コイン式としている。			
		車いす利用者が介助者と一緒に着替えることが可能な区切られた区画が別に設けられている。また、当該区画は、性別問わず、さまざまな利用者が使用できる「みんなの更衣室」として、出入口等が計画されている。			
	トイレ	大会やイベント開催時の利用者数を考慮し、場所や数を計画している。			
		トイレは、子どもの利用にも配慮した洗面台等が設置される計画となっている。			
		多目的体育館内のトイレの一部は、災害による断水、下水道の損傷の際にも利用できるように計画となっている。			
		洋式の大便器は、温水洗浄便座とすることが計画されている。			
		男女別トイレは、各階に設置される計画となっている。			
	多目的トイレ	各階に1カ所以上配置する計画となっている。			
	医務室	医務室として利用しない場合、別の用途で利用できるようにしている。			
	キッズルーム	授乳スペースの利用者のプライバシーに配慮している。			
	大会議室	大会議室は間仕切りを設置し、2分割して利用できるように計画されている。			
		音響設備、視聴覚設備を設置することが計画されている。			
	小会議室	音響設備、視聴覚設備を設置することが計画されている。			
	出入口・エントランスホール、通路等	エントランスホールには、施設等の情報発信、情報収集を目的としたオープンスペースを設置し掲示板やピクチャーレールを設置する計画となっている。			
		外部との出入口には必要な風除室を設ける計画となっている。			
	事務室	事務室内には貸出用品等を保管するスペースも設けることとしている。			
		利用者等の受付、各種案内のための窓口カウンターを設置することとしている。			
	災害備蓄倉庫	屋内からの出入りだけでなく、屋外からも直接出入りしやすい位置に配置することが計画されている。			
	機械室	床仕上げは、防塵・帯電防止機能を有するものが計画されている。			
	電気室	床仕上げは、防塵・帯電防止機能を有するものが計画されている。			
	自主事業施設	自主事業施設を提案する場合は、多目的体育館と構造を一体として整備する計画としている。			
		自主事業施設を提案する場合の内装は、事業者の独立採算事業として整備する計画としている。			
	その他	トロフィー等の展示ができるスペースを設けることが計画されている。			
		冷水等を提供する設備（ウォータークーラー等）を設置することが計画されている。			
設備計画	電気設備	トイレ・湯沸室等の水を使用する室の下階には、電気室・発電気室等を設置しない計画となっている。			
	電灯設備	多目的体育館の諸室の照明は、事務室でも管理できるように計画されている。			
		メインアリーナの照明は、放送室でも管理できるように計画されている。			
	動力設備	動力制御盤は、原則として機械室内に設置することが計画されている。			
	受変電設備	受電方式は、業務用電力契約を想定した高圧受電とすることが計画されている。			
		映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮した計画となっている。			
		高効率機器を採用する計画となっている。			
		高調波対策を講じることが計画されている。			
	静止形電源設備	受変電設備の制御用電源として、直流電源装置を設けることが計画されている。			
		停電時にもコンピュータ等が利用できるように、無停電電源装置を設けることが計画されている。			
	自家発電設備	施設内の重要負荷への停電時の送電用として、防災用非常電源・予備電源装置を関係法令に基づき設置することが計画されている。			
	非常用電源設備	防災機能を有する公園として本市が予定する施設機能を実現するために最低限必要となる諸室の照明や設備機器の稼働、携帯電話等の充電等に利用できる非常用電源設備を設けることが計画されている。			
		非常用電源設備は、72時間以上、稼働できるように計画されている。			
	構内交換設備	ダイヤルイン方式とし、必要な回線数が計画されている。			
		多目的体育館の諸室に内線電話を設置することが計画されている。			
		災害時優先電話設置のための外線が確保されている。			
	構内情報通信設備	災害時に防災関係機関が使用する諸室や災害対策本部が利用する諸室等、LAN配管が必要な場所においては、幹線敷設用ケーブルラックを敷設すると共に、ケーブル、ハブ、スイッチ等のLAN設備機器一式を設置することが計画されている。			

		メインアリーナ、サブアリーナ、休憩室等、必要と判断される諸室のほか、利用者が集う場所に事業者の負担でWi-Fi環境を整備することが計画されている。			
	テレビ共同受信設備	事務室、休憩室、会議室、エントランスホール等には、多目的体育館内にて受信可能な商業放送及び映像表示設備（電子案内板等）と連携した館内共聴設備を設置することが計画されている。			
	テレビ電波障害防除設備	多目的体育館の建設に先立ち、電波障害に関する事前調査を行い、近隣に電波障害が発生する恐れがある場合は、テレビ電波障害防除設備を設置することが計画されている。			
	中央監視設備	事務室に、施設内の各設備の情報やエネルギーの管理ができる監視設備を設けることが計画されている。			
	防犯管理設備	防犯のため、多目的体育館の出入口、エントランス等に、適宜監視カメラを設置し、事務室において監視カメラの映像による監視及び記録できる設備を設置することが計画されている。			
	自動火災報知設備	関係法令等に基づき、自動火災報知設備を設置し、事務室にその受信機を設置することが計画されている。			
	映像・音響設備	エントランスホールのほか、多目的体育館の利用者の利便性に配慮して、必要と考えられる諸室の入口・スペース等に電子案内板(デジタルサイネージ)を設置し、施設の予約状況や大会の開催状況、利用者アンケート結果、テレビ放送等が掲示・表示できる機能を持たせることが計画されている。 メインアリーナ、サブアリーナ、武道場（兼多目的運動室）及び会議室は、イベントや式典等での利用を考慮し、適切な映像・音響設備を設置することが計画されている。また、利用者が持ち込んだCDやDVD、携帯音楽プレーヤー等の機器が使えるようにすることが計画されている。 メインアリーナの音響設備は、放送室において操作できるようにすることが計画されている。			
	放送設備	消防法に定める非常用放送設備を設置し、事務室から放送できるようにすることが計画されている。 事務室から館内放送、呼出し等ができる放送設備を備えることが計画されている。			
	時刻表示設備	事務室に親時計を設置し、諸室等、必要な箇所に子時計を設置することが計画されている。			
	誘導支援設備	多目的トイレ、更衣室、シャワー室、みんなの更衣室、授乳スペース等の必要な箇所に呼出しボタンを設置し、異常があった場合は表示窓の点灯と音声等により事務室に知らせる設備を設置することが計画されている。			
	自然エネルギー関連設備	太陽光発電施設及び蓄電池を設置する計画としている。 設置する太陽光発電施設による電力は自家消費のみを目的とし、売電は行わないこととなっている。 災害発生時において、太陽光発電施設による電力を諸室の照明、通信機器、携帯電話の充電等、本公園で利用できるようにすることが計画されている。			
	空調設備	アリーナの空調システムは、温風・冷風の吹き出しにより競技に影響が発生しないよう考慮した計画となっている。			
	排煙設備	自然排煙を原則とするが、計画上必要な場合は関係法令に従い、必要に応じて機械排煙設備を設けることが計画されている。			
	運転・監視設備	事務室に、各種設備機器の運転・監視ができる監視設備を設けることが計画されている。			
	給水設備	給水設備の給水方式は、断水や災害時に配慮した計画となっている。（直結増圧式は除く。） 貯水槽方式を採用する場合は、緊急遮断弁を設けるなど、災害時の水の活用に配慮した計画となっている。			
	衛生器具設備	多目的トイレには、おむつ交換台（ベビーベッド）、ベビーチェアを設置している。 多目的トイレの洋式便器の両側に手すりを付ける場合は、片側の手すりは跳ね上げ手すりとするものが計画されている。 多目的トイレのうち1カ所以上は、オストメイトのための設備を設置している。			
	給湯設備	シャワー室、授乳スペース等、利用が想定される諸室には、電気温水器またはガス給湯器を設置することが計画されている。			
	昇降機	多目的体育館には、昇降機を1カ所以上設置する計画となっている。 事務室に昇降機の運転監視盤、インターホンを設置することが計画されている。 各種備品や機材の移動に対応できる大きさの昇降機を設置することが計画されている。			
屋外施設	配置計画	憩いの広場と屋外運動施設を分離した施設配置となっている。 憩いの広場を中心に、安全にウォーキングやランニングができる園路を設け、健康増進のための健康遊具を適宜設けている。 本公園出入口及び駐車場から公園施設を結ぶ経路のうち、多目的体育館、屋外運動施設、憩いの広場等、公園利用者の移動が最も一般的な経路は、都市公園移動等円滑化基準の第3条第1号から第7号の基準に適合する園路となっている。			
	憩いの広場	芝生の育成やイベント等での活用のため、散水栓が設置されている。 ため池周辺は、公園利用者が周遊できる計画となっている。 遊具及び健康遊具の種類は幼児と児童、高齢者等が年齢に応じて利用できる種類や配置を考慮した計画となっている。 遊具の一部は、子供と一緒に保護者が利用すること等も想定した遊具とすることが計画されている。 日よけや休憩のためのベンチ、東屋等を配置した休憩スペースを遊具等や園路周辺に設けることが計画されている。 休憩スペースは、雨天時の利用を想定し計画している。 水飲み場や手洗い・足洗い場を設置することが計画されている。 手押しポンプ式の井戸を設置することが計画されている。			
	駐車場・駐輪場	大会開催時には、小型車用駐車場の一部をマイクロバスや大型バスが駐車できるようにすることを想定し、計画されている。 大会の開催日等、駐車場を利用する車両が多い時にも一般の公園利用者が支障なく駐車できるよう考慮した計画（駐車を公園施設の利用者ごとに分散して配置する等）となっている。 駐車場内には、路線バスの停留所及びバスの回転スペースが確保されている。 多目的体育館の出入口付近及びその他の公園施設が利用しやすい位置に、屋根付きの障がい者用駐車場（高齢者、身体障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく車いす使用者用駐車施設。幅は350cm以上とする。）が計画されている。 車いすを車両の後方から乗降させる自動車もあることから、障がい者駐車場は、車両の後ろから車いす等を出し入れできるように前後に長い駐車マスなど、乗降のためのスペースを設けることが計画されている。 多目的体育館の出入口付近に、大会やイベント時の荷物の積卸しや人の乗降等を想定した屋根付きの車寄せを設けることが計画されている。 障がい者用駐車場とは別に、「ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり【改訂版】」に示される「ゆったり駐車スペース」と同等の駐車マス（幅270cm以上、奥行き540cm以上）を、多目的体育館やその他の公園施設が利用しやすい位置に複数箇所分散して設置することが計画されている。 関係者用駐車場は、本公園利用者用の駐車場とは別に設置する計画となっている。			
	屋外運動施設	フットサルコート（2面）、テニスコート（4面）の配置が計画されている。 テニスコートは、フットサルコートと兼用となっている。 フットサルコート兼テニスコートは、人工芝とし、外部にボールが飛び出すことを防ぐため、防球ネットや柵を設置する計画としている。 フットサルコート兼テニスコートは、防球ネット等で仕切り、1面ごとの利用を可能にしている。 フットサルコート兼テニスコートについては、夜間利用できるよう、照明を設置することが計画されている。			

		運動広場は、大規模な大会、イベント実施時等に常設駐車場が不足する場合、臨時駐車場として利用できるようにすることが計画されている。			
	多目的スペース	多目的スペースは、土系以外の舗装とし、イベントや大会開催時の臨時駐車場として利用することを想定し計画している。			
	屋外トイレ	トイレは、子どもの利用にも配慮し、子ども用の便器、洗面台を設置することが計画されている。 屋外トイレには多目的トイレを1カ所以上併設されている。 屋外トイレには非常用ベルを設置するなど、非常時や防犯の対策を行うことが計画されている。			
	緊急用ヘリポート	公園内に緊急用ヘリポートを設置し、日常利用においては、広場として利用できるようにすることが計画されている。			
	園路・植栽	現雷山運動広場北側に植樹されている樺及び樫は、公園内に移植することが計画されている。			
	電灯設備	本公園内の主要な動線の範囲、駐車場・駐輪場、及び防犯上有効な箇所照明を設置することが計画されている。 自動点灯及び時間点灯が可能な方式が採用されている。			
	放送設備	本公園内に放送設備を設置し、非常時にも利用可能なものが計画されている。 多目的体育館事務室の設備で放送できるようにすることが計画されている。			
	時刻表示設備	本公園内に時計を設置することが計画されている。			
	防犯管理設備	防犯設備として監視カメラを設置する場合、監視カメラの映像等は、多目的体育館事務室の設備でモニターできるように計画されている。			
	外構	必要な外構サインを設置することが計画されている。 案内表示を設置することが計画されている。			
	防災用設備	避難場所及び避難所として利用することを前提に、マンホールトイレを設置し、このうち、1ヶ所以上は、車いす利用者用のマンホールトイレとすることを前提に計画されている。 多目的体育館内トイレ、屋外トイレ及びポータブルトイレの利用等も考慮し、マンホールトイレの設置箇所数が計画されている。 災害時には、雨水や井戸水の有効活用を図ることが計画されている。 災害時に活用できる東屋やパーゴラ等の施設や、炊き出しに活用できるかまどベンチ等の施設を設置するように計画されている。			

第3 統括管理業務に関する要求水準

項目等	要求水準等	要求水準の達成状況		確認	
		様式番号・該当ページ	達成状況	応募者確認	市確認
業務期間					
業務期間	事業契約締結日から令和20年3月31日までとなっている。				
業務に係る手続き等					
事業全体スケジュール表の提出	事業全体スケジュール表を提出する計画としている。 管理方針、管理体制、管理方法等の管理計画、要求水準確認計画を示した統括管理業務計画書を提出する計画としている。 毎月の統括管理業務の実施結果を、要求水準確認項目を含む統括管理業務報告書としてとりまとめ、提出する計画としている。				
統括管理業務に関する要求水準					
財務状況報告業務	半期及び事業年度ごとに作成する財務状況が確認できる書類、当初の事業収支計画に経過年度の実績を反映して見直した事業計画、当該年度の実績との差異を分析した資料の各書類を提出する計画としている。 市が財務状況の確認のために必要と判断し、報告を求めた場合において、統括管理業務責任者等は、必要な書類等を遅滞なく市に提出する計画としている。				
留意事項					
業務実施体制	統括管理業務責任者及び統括管理業務副責任者を配置する計画となっている。 統括管理業務責任者及び統括管理業務副責任者は、代表企業が直接雇用する正社員である計画となっている。 開園後は、統括管理業務責任者もしくは統括管理業務副責任者のいずれか1人が本公園に常駐する計画となっている。				

第4 設計業務に関する要求水準

項目等	要求水準等	要求水準の達成状況		確認	
		様式番号・該当ページ	達成状況	応募者確認	市確認
業務期間					
業務期間	事業契約締結日からとなっている。				
業務に係る手続き等					
業務に係る手続き等	事前調査業務、基本設計及び実施設計業務の着手時及び完了時は、要求水準書に記載する書類を提出する計画となっている。 設計図書等は「別紙14 設計図書の作成(参考)」を参考に作成する計画となっている。				
設計業務に関する要求水準					
事前調査業務	既存調査について確認した上で、必要と判断する調査を実施することを計画している。 調査に先立ち、調査内容や日程等を記載した調査計画書を作成し、事前調査終了後に調査報告書を本市に提出する計画としている。				

設計業務	その他関連業務	必要な関係機関への届出、各種申請にかかる諸費用は、事業者が負担する計画となっている。 事業者は、建築確認申請や構造計算適合性判定、福岡県条例に定める環境影響評価に係る届出やまちづくり施設の届出等、関係法令等に定められた各種申請等の手続を実施することが計画されている。 事業者は交付金等申請を行う上で必要となる図書や資料の作成等を行い、本市の申請手続きに協力する計画となっている。				
留意事項						
業務実施体制		設計業務責任者を配置する計画となっている。 設計業務責任者は、建設業務責任者、開園準備業務責任者、維持管理業務責任者、運営業務責任者のいずれの責任者も兼ねていない。 設計業務責任者は、設計業務を行う者に対する入札参加資格要件として示す設計実績と同等の実績や経験を有する者を配置する計画としている。				

第5 建設・工事監理業務に関する要求水準

項目等	要求水準等	要求水準の達成状況		確認		
		様式番号・該当ページ	達成状況	応募者確認	市確認	
業務期間						
業務期間	業務期間の記載がある。 始期は令和3年4月1日以降、終期は令和5年5月31日までとなっている。					
本市への所有権移転及び引渡日						
本市への所有権移転及び引渡日	引渡日の記載がある。					
業務に係る手続き等						
業務に係る手続き等	建設・工事監理業務の着工前・着工時、業務期間中及び完工後に「別紙15 建設・工事監理業務に係る書類等の提出(参考)」を参考として作成した書類を本市に提出する計画となっている。					
建設業務に関する要求水準						
着工前業務	調査内容や日程等を記載した調査計画書を作成し事前調査終了後に調査報告書を本市に提出する計画としている。 多目的体育館等の建設等にあたり、地盤改良等を必要とする場合は、事業者が行う計画としている。 詳細工程を含む施工計画書及び要求水準確認計画書を作成し、着工時の提出書類と共に提出する計画としている。					
建設業務	工事期間中、工事記録を整備する計画としている。 業務に応じて、適切な資格、経験等を有する技術者を配置する計画としている。 工事関係車両の出入口は、原則として東側及び南側の道路に設け、出入口では交通整理を行う計画となっている。 月間工程表を作成し、本市に提出する計画となっている。 日曜日、祝日及び年末年始の工事は、原則として行わない計画となっている。 工事の施工時間は、原則として9時から17時までの間とする計画となっている。					
完工後業務	完成検査、機器・器具等の試運転の結果を提出することとしている。					
什器備品設置業務	支柱等の取り付け備品は、支柱等と同じメーカーの製品となっている。					
	スポーツ用品貸出・販売業務で貸出を行う備品については、事業者の負担で調達し、適宜更新する計画となっている。 自主提案事業の実施に必要な什器備品は、事業者の負担で調達する計画となっている。					
工事監理業務に関する要求水準						
工事監理業務	工事監理業務は、関係法令に規定される工事監理者を設置し、工事監理を実施する計画となっている。 工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ工事監理業務計画書を提出する計画としている。 事業者は、工事監理の状況について毎月本市へ報告する計画となっている。					
留意事項						
業務実施体制		建設業務責任者を配置する計画となっている。 建設業務責任者は、統括管理業務責任者及び統括管理業務副責任者以外の責任者を兼ねていない。 工事監理業務責任者を配置し、工事監理業務開始前に本市の承諾を得る計画となっている。 工事監理業務責任者は、建設業務責任者、開園準備業務責任者、維持管理業務責任者、運営業務責任者のいずれの責任者も兼ねていない。				

第6 開園準備業務に関する要求水準

項目等	要求水準等	要求水準の達成状況		確認	
		様式番号・該当ページ	達成状況	応募者確認	市確認
業務期間					
業務期間	令和5年 3月31日 6月30日までとなっている。				
業務に係る手続き等					
開園準備業務計画書	開園準備計画書を作成・提出する計画としている。				
開園準備業務報告書	開園準備業務のセルフモニタリング結果を開園準備業務報告書としてとりまとめ、提出する計画としている。				
開園準備業務に関する要求水準					
運営体制の確立	開園準備計画・諸規則の策定	本事業の実施にあたって必要な規約・規則やマニュアルを作成する計画としている。 職員等の就業規則及び服務規程を定める計画としている。			
運営体制の確立	利用予約等の受付体制の準備	開園前の予約受付業務開始（開園日の3ヶ月前）までに予約等の受付体制を構築する計画となっている。 利用規則及び予約受付規程を作成する計画としている。 利用予約には、本市が導入している体育施設予約システムを利用することとなっている。			
広報・開園記念行事等実施業務	ホームページ開設及びパンフレット作成	ホームページは、本市が導入している体育施設予約システムとの連携を図ることとなっている。			
	事前広報の実施	内覧会を開催する計画となっている。			
	開園記念行事等の実施	市民や本市関係者等を対象とした開園記念行事及び関連行事を企画し、実施する計画となっている。			
留意事項					
業務実施体制	開園準備業務は、統括管理業務を実施する構成企業または維持管理業務を実施する構成企業もしくは運営業務を実施する構成企業が実施することとしている。 開園準備業務責任者を配置する計画となっている。 開園準備業務責任者は、設計業務責任者、工事監理業務責任者、建設業務責任者のいずれの責任者も兼ねていない。				

第7 維持管理・運営業務に関する要求水準

項目等	要求水準等	要求水準の達成状況		確認	
		様式番号・該当ページ	達成状況	応募者確認	市確認
総則					
休館日・開園時間等	多目的体育館及び屋外運動施設は、9時から22時までとしている。 フットサルコート兼テニスコートは、6時から22時までとしている。 運動広場は、日の出から日没までとしている。 上記以外の公園施設は、24時間としている。				
業務実施体制	維持管理業務責任者及び業務担当者の配置	維持管理業務責任者を配置し、維持管理業務開始前に本市の承諾を得る計画としている。 維持管理業務責任者は、設計業務責任者、工事監理業務責任者、建設業務責任者のいずれの責任者も兼ねていない。 業務要求水準書に示す維持管理業務の業務区分毎に業務担当者を配置する計画としている。			
	運営業務責任者及び業務担当者の配置	運営業務責任者を配置する計画としている。 運営業務責任者は、設計業務責任者、工事監理業務責任者、建設業務責任者のいずれの責任者も兼ねていない。 業務要求水準書に示す運営業務の業務区分毎に業務担当者を配置する計画としている。 運営業務責任者は、体育施設の運営経験を有しているものを選定する計画としている。			
維持管理業務に関する要求水準					
維持管業務計画書及び報告書の作成・提出	基本維持管理業務計画書	維持管理業務の業務区分ごとに、基本維持管理業務計画書を作成することとしている。			
	年度維持管理業務計画書	維持管理業務の業務区分ごとに、年度維持管理業務計画書を作成することとしている。			
	維持管理業務報告書	維持管理業務報告書（日報、月報及び年度維持管理業務報告書）を作成することとしている。			

施設管理台帳の作成	施設管理台帳を整備、管理することとしている。				
清掃業務	公園施設清掃、害虫等防除・駆除及び廃棄物処理を実施する計画としている。				
環境衛生管理業務	建築物環境衛生管理技術者を選任する計画としている。 年間管理計画及び月間管理計画を作成することとしている。				
什器備品等管理業務	什器備品は、備品台帳を整備し管理する計画としている。 利用者が安全に什器備品を利用できる状態を維持するための点検・保守・修繕・更新を行う計画としている。				
修繕・更新業務	維持管理・運営期間 15 14年9カ月の修繕・更新計画を提出する計画としている。 当該事業年度の修繕・更新計画を提出する計画としている。				
長期修繕計画策定業務	「維持管理業務計画書」の作成において、開園から60年間の長期修繕計画を立案する計画としている。 開園日から10年を経過した時点で、開園前に作成した長期修繕計画をもとに、事業期間終了後45年間の長期修繕計画を作成する計画としている。 事業終了時より2年前には、各公園施設の状況を確認し、本市へ報告する計画としている。				

運営業務					
運営管理業務計画書及び報告書の作成・提出	基本運営業務計画書	運営業務の業務区分ごとに、基本運営業務計画書を作成することとしている。			
	年度運営業務計画書	運営業務の業務区分ごとに、年度運営業務計画書を作成することとしている。			
	運営業務報告書	運営業務報告書として日報及び月報を提出することとしている。			
運動施設の利用形態及び施設利用予約の考え方	多目的体育館及び屋外運動施設の利用形態	「個人利用」「一般専用利用」「団体専用利用」「市専用利用」「事業者提案利用」の5区分を基本としている。 対象となる運動施設ごとの利用形態は、業務要求水準書に示す「表15 各施設、諸室ごとの利用形態」を基本としている。			
	運動施設の予約の考え方	優先順位は、市専用利用、団体専用利用、事業者提案利用、一般専用利用、個人利用の順番を基本としている。			
施設利用管理業務	運動施設の利用管理業務	多目的体育館の開館時間中は、受付カウンターに常に人員を配置する、または呼び出しに応じて速やかに対応できるように計画している。 利用料は、「別紙16 利用料金及び減免の考え方」に定める使用料を上限に設定している。 施設の利用者から入会金を徴収する計画となっていない。			
自動販売機管理業務		自動販売機管理業務は、独立採算事業として行う計画としている。 自動販売機は、たばこ・アルコール類の販売を行う計画となっていない。			
スポーツ用品貸出・販売業務		スポーツ用品貸出・販売業務は、独立採算事業として行う計画としている。 貸出・販売を行うスポーツ用品は、多目的体育館及び屋外運動施設を利用して行うことができるスポーツのためのものとしている。			
総務業務	遺失物の管理	遺失物、拾得物については、記録簿を作成する計画としている。			
総務業務	利用者アンケート実施	利用者アンケートは、初年度は複数回、次年度以降は毎年度1回以上、利用者を対象に実施する計画としている。			
自主提案事業（自主事業、付帯施設事業）		自主提案事業を提案する場合に必要な費用は、自主提案事業者がその一切を負担することとしている。 自主提案事業を提案する場合、自主提案事業者は、自主提案業務の実施計画を策定し、提出する計画としている。			

※1 入札時の提案書類で要求水準が満たされていることが確認できる事項は、その内容が示されている様式番号・該当ページ（複数可）を記載し、「達成状況」欄に達成していると判断する内容を記載してください。

※2 入札時の提案書類に要求水準が満たされているという具体的な記載がない場合は、実現可能であることを確認した上で、「達成状況」欄に「実現可能」と記載してください。

※3 本様式に記載されている事項は基本要件を記載したものであり、すべての要求水準を満たしていることを確認するものではありません。本様式の確認をもって、すべての要求水準が達成されていると市が判断するものではないことに留意してください。

※4 本Microsoft Excelの様式によりA3版横で必要枚数作成してください。

※5 提出に当たっては、この記入要領（※）は削除して提出してください。